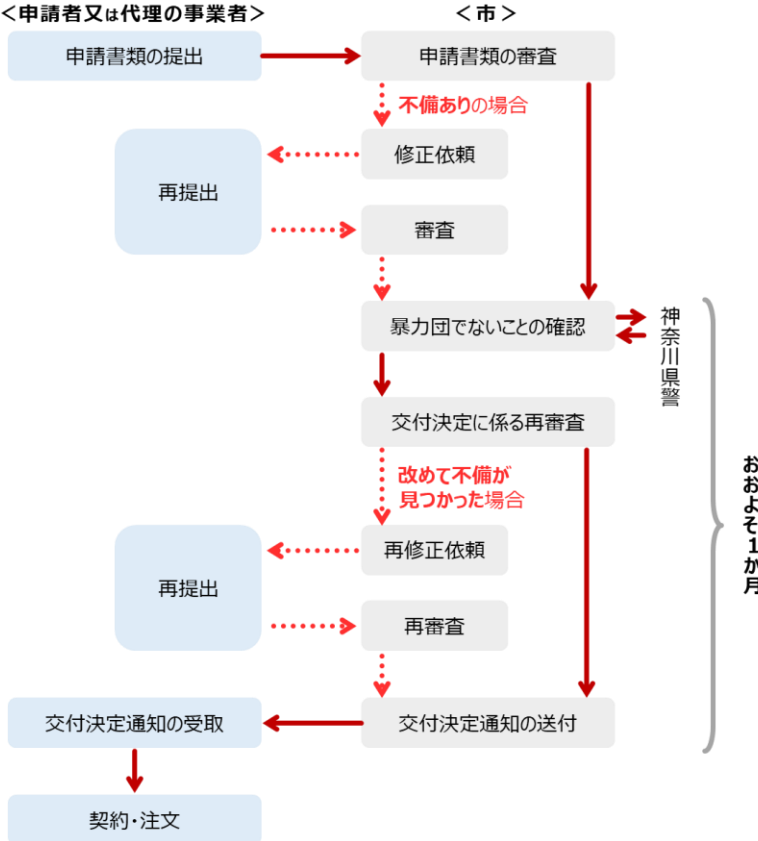


## ◆ 目次

<b>1 全般</b>	
既存の建物に機器を導入する際の申請のタイミングについて	<a href="#">No.1-(1)</a>
新築の建物に機器を導入する場合の補助の可否について	<a href="#">No.1-(2)</a>
新築の建物に機器を導入する際の申請のタイミングについて	<a href="#">No.1-(3)</a>
補助対象経費について	<a href="#">No.1-(4)</a>
申請から交付決定までの流れ（期間）について	<a href="#">No.1-(5)</a>
申請方法について	<a href="#">No.1-(6)</a>
国・県などの補助金との併用可否について	<a href="#">No.1-(7)</a>
領収書がない場合の対応について	<a href="#">No.1-(8)</a>
委任を受けた者の申請の可否について	<a href="#">No.1-(9)</a>
法人格を有しない個人事業主等が事業者であることを証明する書類について	<a href="#">No.1-(10)</a>
年度を跨ぐ工期の事業に対する補助の可否について	<a href="#">No.1-(11)</a>
法人等の所在地が市内で、機器を設置する建物が市外の場合の補助の可否について	<a href="#">No.1-(12)</a>
小田原市外の事業者が施工する場合の補助の可否について	<a href="#">No.1-(13)</a>
申請主体について	<a href="#">No.1-(14)</a>
<b>2 高効率照明・高効率空調</b>	
補助要件（高効率空調）のうち『30%以上省 CO2 効果が得られる』とは	<a href="#">No.2-(1)</a>
温室効果ガス排出量を 30%以上削減相当と確認できる『書類』とは	<a href="#">No.2-(2)</a>
空調をダウンサイジングした場合の補助の可否について	<a href="#">No.2-(3)</a>
既存空調の型式が不明な場合の対応について	<a href="#">No.2-(4)</a>
補助要件に適する調光制御機能について	<a href="#">No.2-(5)</a>
屋外に設置する高効率照明の補助の可否について	<a href="#">No.2-(6)</a>
高効率照明と高効率空調の両方を導入する際の注意点について	<a href="#">No.2-(7)</a>
補助申請額計算における仕入れ税額控除の扱いについて	<a href="#">No.2-(8)</a>
自社で施工する場合の『契約前申請』の扱いについて	<a href="#">No.2-(9)</a>
自社で施工する場合の補助額について	<a href="#">No.2-(10)</a>
空調を新たに取り付ける場合の補助の可否について	<a href="#">No.2-(11)</a>
<b>3 ソーラーシェアリング</b>	
整地に係る費用等の扱いについて	<a href="#">No.3-(1)</a>
<b>4 太陽光発電設備（家庭用・事業用）※自己所有・リース・PPA</b>	
共同購入事業との併用可否について	<a href="#">No.4-(1)</a>
FIT の認定・FIP 制度について	<a href="#">No.4-(2)</a>

売電の可否について	<a href="#">No.4-(3)</a>
補助額の計算方法（小数点の扱い）について	<a href="#">No.4-(4)</a>
店舗兼住宅に導入する場合の補助額の計算方法について	<a href="#">No.4-(5)</a>
自家消費割合について	<a href="#">No.4-(6)</a>
申請時における自家消費割合を満たすか否かの確認方法について	<a href="#">No.4-(7)</a>
実績報告時における自家消費割合を満たすか否かの確認方法について	<a href="#">No.4-(8)</a>
カーポート型太陽光発電設備の補助の可否について	<a href="#">No.4-(9)</a>
賃貸物件に太陽光発電設備を導入する場合の補助額について	<a href="#">No.4-(10)</a>
賃貸物件に太陽光発電設備を導入する場合の自家消費割合の考え方について	<a href="#">No.4-(11)</a>
発電した電気の使用場所について	<a href="#">No.4-(12)</a>
0円ソーラーに対する補助を申請する際の申請主体について	<a href="#">No.4-(13)</a>
リースにおける『リース料金から交付金額相当分を控除』の考え方について	<a href="#">No.4-(14)</a>
PPA における『サービス料金から交付金額相当分を控除』の考え方について	<a href="#">No.4-(15)</a>

質問 NO.	質問内容	回 答
1-(1)	既に建っている建物に、補助対象機器（太陽光パネル等）を設置しようと考えています。補助金を使う場合、いつ補助申請をすればいいですか？	見積の段階で、補助の申請をしてください。不備のない書類を受け取った後、交付決定までおおむね1か月を要します。交付決定前に注文・契約をすると、補助対象外となりますのでご注意ください。
1-(2)	新築の建物に、補助対象機器（太陽光パネル等）を設置しようと考えています。補助対象となりますか？	補助対象です。ただし、申請年度の2月末までに工事を完了と、実績報告書の提出の両方を済ませる必要がございます。工期にご注意ください。
1-(3)	新築の建物に、補助対象機器（太陽光パネル等）を設置しようと考えています。補助金を使う場合、いつ補助申請をすればいいですか？	次のフローの場合、「＜5＞ 本契約」の前に補助の申請をしてください。 ＜1＞ 仮契約 ＜2＞ 詳細設計 ＜3＞ 見積 ＜4＞ ローン審査 ＜5＞ 本契約 ＜6＞ 施工
1-(4)	補助対象経費が分かりません。	URL より「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 実施要領（別表1-4・対象経費）別表第1（交付対象事業費：設備整備事業）」をご確認ください。 <a href="https://policies.env.go.jp/policy/roadmap/assets/grants/2-4-CDS-jisshi-yoko-appx1-4-taisho-keihi-240301.pdf">https://policies.env.go.jp/policy/roadmap/assets/grants/2-4-CDS-jisshi-yoko-appx1-4-taisho-keihi-240301.pdf</a>

<p>1-(5)</p>	<p>申請後交付決定まで、どれくらい日数がかかりますか？また、流れも教えてください。</p>	<p>おおよそ1か月を要します。また、次の流れで審査を行います。</p>  <pre> graph TD     subgraph Applicant ["&lt;申請者又は代理の事業者&gt;"]         A1[申請書類の提出]         A2[再提出]         A3[再提出]         A4[交付決定通知の受取]     end     subgraph City ["&lt;市&gt;"]         C1[申請書類の審査]         C2[修正依頼]         C3[審査]         C4[暴力団でないことの確認]         C5[交付決定に係る再審査]         C6[再修正依頼]         C7[再審査]         C8[交付決定通知の送付]     end     A1 --&gt; C1     C1 -.-&gt; 不備ありの場合  C2     C2 -.-&gt; A2     A2 -.-&gt; C3     C3 -.-&gt; C4     C4 &lt;--&gt; 神奈川県警  C4     C4 --&gt; C5     C5 -.-&gt; 改めて不備が見つかった場合  C6     C6 -.-&gt; A3     A3 -.-&gt; C7     C7 -.-&gt; C8     C8 --&gt; A4     A4 --&gt; A5[契約・注文]     </pre>
<p>1-(6)</p>	<p>申請方法には何がありますか？</p>	<p>次のいずれかの方法でご提出ください。</p> <p>&lt; 1 &gt; 窓口で直接          &lt; 2 &gt; 郵送          &lt; 3 &gt; 電子申請システム（開設時期未定）</p>
<p>1-(7)</p>	<p>国や県などの補助と併用できますか？</p>	<p>国の補助金との併用はできません。県の補助金のうち、「中小規模事業者省エネルギー設備導入費補助金」及び「自家消費型再生可能エネルギー導入費補助金」については、併用可能です。</p> <p>また他の補助金については、活用したい補助金の原資によって併用の可否が異なります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原資が国以外 → 併用可</li> <li>・原資が国 → 併用不可</li> </ul> <p>県等の原資については、県等へ直接お問い合わせください。</p>
<p>1-(8)</p>	<p>支払を振込で済ませたので、領収書が手元にありません。何を提出すればいいですか？</p>	<p>振込明細書をご提出ください。インターネット上で支払った場合は、振込結果確認など、取引が成立したことが分かる画面のコピーをご提出ください。</p>
<p>1-(9)</p>	<p>施工業者やハウスメーカーの担当者など委任を受けた事業者が、本人の代わりに申請書類を提出してもいいですか？</p>	<p>事業者が、書類やデータを市に提出しても問題ございません。ただし、申請主体は、導入する機器の所有者である必要があります。</p>
<p>1-(10)</p>	<p>理容室や不動産業を営む個人が、事業主であることを示す書類には、何がありますか？</p>	<p>条件により提出書類が異なります。次の書類以外の提出となる場合、必要要件を満たす書類であるか否かをお問合せの上、ご確認ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保健所の発行する検査確認済証の写し</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・確定申告（金額黒塗り可）の写し</li> <li>・開業届出済証明書又はその写し</li> </ul> <p>※ いずれも、氏名及び所在地や営んでいる事業の内容が分かるものをご提出ください。</p>
1-(11)	工期の終期が4月以降になりそうです。補助対象になりますか？	本補助では、2月末までに工事の完了・支払いと実績報告が可能な事業のみ補助対象です。年度を跨ぐ工期での機器の導入については、補助金の交付ができません。
1-(12)	本社所在地は小田原市内ですが、機器を導入したい事業所は小田原市外にあります。補助を活用することはできますか？	補助対象外です。本補助の対象は、市内に所在する住宅又は事業所への機器の導入をする者です。
1-(13)	小田原市内の家や事業所に設備を導入するとき、施工事業者の制限はありますか？	施工事業者の所在地（本店等）や業種、規模等に制限はありません。
1-(14)	申請者は世帯主以外でもいいですか？	世帯主以外でも問題ありません。ただし、本補助においては、申請者は導入する機器の所有者としてください。

質問 NO.	質問内容	回 答
2-(1)	高効率空調の導入に係る補助の要件の1つである『30%以上省 CO2 効果が得られる』とは何ですか？	既存設備と新規設備とを比較し、消費電力ベースで CO2 排出量が 30%以上減少していることをいいます。
2-(2)	温室効果ガス排出量を 30%以上削減相当と確認できる『書類』として何を提出すればいいですか？	仕様書やメーカー作成の省エネ提案書など、消費電力が 30%以上減少していることが分かる書類を提出してください。劣化係数を含めて算定しても問題ございません。
2-(3)	今の空調に比べ容量（馬力）が小さい空調に買い替えようと考えています。補助対象となりますか？	補助対象外です。例外として、リフォーム等により空調が利く範囲が狭くなった場合、補助対象となる場合があります。 詳しくは、お問合せさせていただきますよう、お願いいたします。
2-(4)	既存の空調設備の型番が分かりません。どうすればいいですか？	型番が分からなくても、室外機に記載されている定格能力および消費電力（それぞれ暖房・冷房）が分かれば補助対象となる場合がございます。 定格能力および消費電力も分からない場合、省エネ性能が極めて良い機器を導入することで、補助対象となる場合があります。 詳しくは、お問合せさせていただきますよう、お願いいたします。
2-(5)	調光制御機能とは何ですか？	次のいずれかの機能がある LED 照明をいいます。 ・人感センサー ・照度センサー ・タイマー ※ いずれも照明の明るさや ON/OFF を、環境の変化を検知し、自動で制御するもので、リモコン等を使い手動で調整をするものは補助対象外です。
2-(6)	屋外に調光制御機能付き LED を設置しようと考えています。補助対象となりますか？	補助対象です。支柱付街灯の場合、支柱分は補助対象外ですので、補助対象経費から支柱相当額分を控除する必要があります。
2-(7)	高効率空調と高効率照明の両方を同時に（同一年度内）に導入しようと考えています。補助額の上限は合計して 1000 万円でしょうか？	補助額の上限は 1000 万円ではなく、両方合わせて 500 万円となります。ただし、次の例のように、合計 1000 万円の補助を交付することが可能な場合もあります。 <例> 総額 1000 万の事業をフロアごとに分割し、今年度 500 万円分の事業に係る補助申請申請を行い、翌年度、同補助事業が実施された際に残りの 500 万円分の事業の事業に係る補助申請を行う。
2-(8)	免税事業者が申請者となる場合の補助額の計算方法を教えてください。	税込価格での処理を希望する場合、免税事業者であること（仕入れ額控除を行わないこと）が分かる書類を添付した上で、税込価格の 1/2（上限 500 万円）で計算してください。
2-(9)	自社で機器導入に係る施工を行う場	注文・発注前に補助の申請をしてください。

	合、いつ補助申請をすればいいですか？	
2-(10)	自社で機器導入に係る施工を行う場合の補助額の計算方法を教えてください。	補助額は次の式で算定してください。 $\frac{\text{補助対象経費} - \text{サービス料}}{2} \quad (\text{上限 } 500 \text{ 万円})$
2-(11)	空調を新たに取り付けようと考えています。補助対象となりますか？	条件によっては、補助対象です。 新規で設備を導入する場合、空調機器の法定耐用年数を踏まえ（15年）、15年前に製造された同程度の定格能力の機器を既存設備として設定し、その消費電力と既存設備の消費電力とを比較して30%以上削減されていれば、補助対象となります。なお、その際に劣化係数を含めて算定しても問題ございません。

◆ ソーラーシェアリング

[目次に戻る](#)

質問 NO.	質問内容	回 答
3-(1)	整地に係る費用は補助対象となりますか。	補助対象外です。



質問 NO.	質問内容	回 答
4-(1)	神奈川県の実施する共同購入事業を活用し、太陽光パネルを導入しようと考えています。補助対象になりますか？	補助対象です。共同購入事業の事前見積を終えてから、補助の申請してください。
4-(2)	FIT の認定・FIP 制度とは何ですか？	再生可能エネルギーで発電した電気を、電力会社が一定価格で一定期間買い取る制度（固定価格買取制度）のことを言います。FIT・FIP について詳しくは、URL をご確認ください。 <a href="https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/surcharge.html">https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/surcharge.html</a>
4-(3)	本補助を使った場合、売電はできないのでしょうか？	売電は可能です。 ただし、住宅に設置する際、FIT・FIP 制度（固定価格買取制度）を活用しての売電をすると補助対象外となります。 住宅に家庭用として太陽光発電設備を導入する場合、非 FIT・非 FIP で余剰電力を買い取る小売電力会社と個別で契約を結び、売電をするようにしてください。2025 年に運用開始予定の AEMS（※）への売却についてもご検討ください。 また、事業所等に設置する際について、太陽光発電設備で発電した電力のうち当該太陽光発電設備の敷地内で自家消費されないものについては、市認定発電事業者を介して市が指定するエリアエネルギーマネジメント事業者に売却してください。ただし、単独 250 kW 以上の太陽光発電設備の場合、地産地消再エネ事業者を介さずに市が指定するエリアエネルギーマネジメント事業者に直接売却することも可能です。※ ※ <a href="#">AEMS（エリア・エネルギー・マネジメント・システム）</a> とは
4-(4)	補助額の計算方法を教えてください。	太陽電池モジュールの JIS などに基づく公称最大出力の合計値とパワーコンディショナーの定格出力の合計値のいずれか低い方について、kW 単位で小数点以下を切り捨てた値と家庭用であれば 7 万円、事業用であれば 5 万円を乗じた額となります。 ＜例：家庭用の場合＞ パネルが 3.8kW、パワーコンディショナーが 4.4kW の場合、小数点以下切り捨てで、3kW×7 万円＝21 万円が補助額となります。
4-(5)	店舗兼住宅の建物に、太陽光パネルを導入しようと考えています。補助額の計算方法を教えてください。	補助額は次の式で算出してください。 $\text{設備容量} \times \left( 7 \text{万円/kW} \times \frac{\text{家庭の用に供した電力使用量}}{\text{電力使用量}} + 5 \text{万円/kW} \times \frac{\text{事業の用に供した電力使用量}}{\text{電力使用量}} \right)$

4-(6)	自家消費割合とは何ですか？	<p>本補助における自家消費割合とは、太陽光パネルで発電した電力量のうちどれくらい消費したかを示す割合のことを言います。なお、発電した電力量のうち、消費した電力量のことを自家消費量と言います。自家消費割合は次の式で示されます。</p> $\frac{\text{発電量} - \text{売電量}}{\text{発電量}}$ <p>なお、余剰を売電しない場合、自家消費割合は次の式で示されます。</p> $\frac{\text{発電量のうち当該施設で消費した電力量}}{\text{発電量}}$
4-(7)	<p>自宅に設置する太陽光パネルについて補助の申請がしたいのですが、自家消費割合が30%以上※となるか判断できません。申請時におけるチェック方法を教えてください。</p> <p>※ 事業用の場合：50%以上</p>	<p>申請段階では、〈A〉と〈B〉とを比較し、〈B〉が大きければ、補助対象と認めております。</p> <p>〈A〉 想定発電総量(kWh)の30% ※      〈B〉 年間電力量使用量の1/2      ※ 事業用の場合：50%以上</p>
4-(8)	実績報告書別葉にある自家消費割合はどのように計算すればいいですか？	<p>自家消費割合は次の式で算定してください。</p> $\frac{\text{発電量} - \text{売電量}}{\text{発電量}}$ <p>なお、余剰を売電しない場合、自家消費割合は次の式で示されます。</p> $\frac{\text{発電量のうち当該施設で消費した電力量}}{\text{発電量}}$ <p>市 HP では自家消費割合の算出のため、「自家消費割合計算シート」を公開しています。詳しくは、各 HP 中「書式集」をご確認ください。</p>
4-(9)	カーポートに太陽光パネルを設置しようと考えています。補助対象となりますか？	<p>太陽光パネルで発電した電気を自宅に引き込み使用し、自家消費割合が、自宅の場合 30%、事業所の場合 50%を超えると認められるものについては、補助対象です。</p> <p>なお、カーポート型を導入する場合、補助額は1/3です。</p>
4-(10)	マンションに太陽光パネルを設置しようと考えています。補助額単価はいくらですか？	賃貸住宅に太陽光パネルを設置する場合、5万円/kWです。
4-(11)	マンションに太陽光パネルを設置しようと考えています。自家消費割合は何%以上になる必要がありますか？	<p>電気の使用場所によって、達成すべき割合が異なります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発電された電力を部屋で使用する場合：30%</li> <li>・共用部で使用する場合：50%</li> </ul> <p>また、マンション屋根に10kW以上20kW未満のパネルを導入する際、配電図等から自家消費を行う構造が分かれば、自家消費割合要件を満たしていると思わせる場合もございます。実績報告時に、電気の使用場所が分かる配線図等の書類もあわせてご提出ください。</p>

4-(12)	発電した電気が使用される場所によって、補助対象外になることはありますか？	<p>場所により補助対象外となることはありませんが、配電方法によっては補助対象外となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自己託送し、発電場所と違う場所で電気を使う。 → 補助対象外</li> <li>・自営線を引いて、発電場所と違う場所で電気を使う。 →補助対象</li> </ul>
4-(13)	0円ソーラーのプランで太陽光パネルを設置することを考えています。補助の申請はできますか？	補助の申請は、0円ソーラー事業者が行います。事業者によっては、本市補助金を活用していないケースもありますので、予め事業者にご確認ください。
4-(14)	リース方式での導入について『リース料金から交付金額相当分を控除』とありますが考え方を教えてください。	太陽光パネルをリース方式で導入する場合、設置費用から補助額分を控除することで、補助相当額分、月々のリース料金が減額されるようにしてください。
4-(15)	PPA方式での導入について『サービス料金から交付金額相当分を控除』とありますが、考え方を教えてください。	太陽光パネルをPPA方式で導入する場合、設置費用から補助額分を控除することで、補助相当額分、料金単価が減額されるようにしてください。